

様

〒104-0042
東京都中央区入船2丁目
10-8 オーク入船ビル3F

全国信用保証協会
厚生年金基金

ご照会番号1156-

電話番号 03-5542-8081

支給繰下げに関するご確認

■国の老齢厚生年金の支給繰下げ制度について

65歳から受けられる老齢厚生年金の受給権を取得された場合は、平成19年4月よりその支給を繰下げることができるようになりました。

支給を繰下げた場合は、繰下げ期間中は年金を受け取れませんが、繰下げ終了後、繰下げ加算額を増額した年金^(注)を受け取ることができます。

^(注) 繰下げ期間中、被保険者ではない場合（お勤めされていない場合）は、ひと月あたり0.7%の率で増額された年金（上限60月）が支給されます。なお、繰下げ期間中に被保険者期間がある場合は、一部ないし全額が繰下げ加算額の計算対象にならない場合があります。

■厚生年金基金の取扱い

国の老齢厚生年金の支給を繰下げた場合は、厚生年金基金の基本年金部分も併せて繰下げることになります。

したがって、国の老齢厚生年金の繰下げ期間中、基金の基本年金は全額支給停止されます。

なお、国の老齢厚生年金の繰下げ終了後、厚生年金基金の基本年金部分についても、繰下げ加算額を増額した年金額に改定されますが、その仕組みについては、上記^(注)をご参照ください。

■厚生年金基金への手続き

1. 老齢厚生年金を繰下げない場合

特段の手続きは必要ありません。従来どおり、当基金から年金をお支払いいたします。

2. 老齢厚生年金を繰下げる場合

＜今必要な手続き＞

同封されている「支給繰下げ届」を、月末日までに当基金宛にご提出ください。

国の老齢厚生年金を繰下げている間、基金の基本年金は全額支給停止されます。

お申出をいただかず、過誤払いとなった場合は、当該金額をご返還いただくこととなります。

＜繰下げ支給を受けるときに必要な手続き＞

国の老齢厚生年金について繰下げ支給を受ける際は、「繰下げ改定申出書」を当基金宛にご提出ください。

基金では、繰下げ加算額を増額した年金に改定いたします。

3. 老齢厚生年金の受給権がない場合

特段の手続きは必要ありません。従来どおり、当基金から年金をお支払いいたします。